附則の次に次の別表を加える。

別表（第五十三条関係）

第九十一条の三	交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して作成する電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供する	交付する	
第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた	
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた	
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類	
	記載又は記録	記載	
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた	
第百二十八条第二項	第二百五十五条（第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書	簡易確定決定の決定書	
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法	
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書	
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について	
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書	
	当該電子調書	調書	
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載	
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して	
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項	
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項	
第二百十八条第一項	規定を準用する	規定（第二百十五条第二項を除く。）を準用する。この場合において、同条第四項中「事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあるのは「事項」と読み替えるものとする	記載した裁判書又は送付する
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する		
第二百五十二条第一項	記録した電磁的記録（以下「電子判決書」という。）		
第二百六十七条第一項	について電子調書を作成し、これをファイルに記録した		を調書に記載した
	その記載		その記載
第二百六十七条の二第一項	規定によりファイルに記録された電子調書		調書

（特定秘密の保護に関する法律の一部改正）

第百十九条　特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「第二百二十三条第六項」の下に「（同法第二百三十一条の三第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部改正）

第百二十条　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第二項中「第十六条（」を「第十六条並びに」に、「第四十六条」を「第六条の二及び同法第四十六条」に、「場合を含む。）」を「民事執行法第十六条第一項から第四項まで」に改める。

（家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の一部改正）

第百二十一条　家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「必要な書類」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を加え、同項ただし書中「所持者」の下に「又はその電磁的記録を利用する権限を有する者」を加え、同条第二項中「係る書類」及び「の書類」の下に「若